

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	村税等収納・滞納管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

山江村は、村税等収納・滞納管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱にあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人プライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

熊本県 山江村長

公表日

平成27年6月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	村税等収納・滞納管理に関する事務
②事務の概要	<p>地方税法及びその他の法律等に基づき、地方税(国民健康保険税を含む)の収納及び滞納管理に関する事務を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <ul style="list-style-type: none">①収納・滞納状況の照会②滞納者の実態調査等の照会③納付書等に送付④口座情報の管理⑤滞納整理⑥過誤納金の還付・充当⑦その他業務上必要な場合
③システムの名称	1. 収納消込システム
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 口座情報、2. 収納消込、3. 滞納管理関係情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項 別表第一の16の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1. 番号法第19条7号 2. 別表第二の第27項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課
②所属長	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	山江村役場総務課 〒868-8502 熊本県球磨郡山江村大字山田甲1356-1 Tel0966-23-3111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	山江村役場税務課 〒868-8502 熊本県球磨郡山江村大字山田甲1356-1 Tel0966-23-3111

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年3月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年3月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

变更箇所